

平成 23 年度 みやぎ環境交付金事業 (計画・**実績**) 概要書

多賀城市防犯街路灯設置費等補助金交付事業

<事業目的>

夜間における犯罪及び事故の発生を防止するため、地区住民が行う防犯街路灯の設置、修繕又は維持管理について、これに要する経費の一部を助成することにより、非行のおそれのある暗い道路をなくし、もって市民生活の安全と安心を確保する。

二酸化炭素の削減効果	2,061kg-co2
経済波及効果	8,000 千円
その他	

<事業内容>

- ・当年度の事業費： 4,036 千円
- ・事業実施期間：H23. 8. 1~H24. 1. 31
- ・補助額 (率)： 別表のとおり



<その他>

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間継続事業、単年度 4,000 千円で 5 年間の合計 20,000 千円の事業

改正後

補助項目		設置費	修繕費	電気料
防犯灯の種類				
蛍光灯		設置に要した額 又は10,000円の いずれか低い額	設置に要した額 又は5,000円の いずれか低い額	100分の50に 相当する額
水銀灯		設置に要した額 又は20,000円の いずれか低い額		
LED電灯		設置に要した額 又は50,000円の いずれか低い額		
独立街路灯	水銀灯	設置に要した額 又は30,000円の いずれか低い額		
	LED電灯	設置に要した額 又は60,000円の いずれか低い額		

備考

- 1 設置費欄及び修繕費欄の額は防犯街路灯1灯当たりの額とする。
- 2 電球のみの交換費用は、修繕費に含むものとする。
- 3 蛍光灯には、白熱灯を含むものとする。ただし、白熱灯の設置費は、補助対象経費としない。
- 4 水銀灯には、インバータ式蛍光灯及び無電極放電灯を含むものとする。
- 5 LED電灯による設置費（独立街路灯を含む）において、市立小・中学校の各学校が指定している通学路（通学のために1日につき概ね40人以上通行する道路の区間）で、犯罪、事故等が多発している場所又は不審者情報等が有り犯罪、事故等が発生する確率が高い場所に設置する場合は、設置費補助額を設置に要した額又は補助限度額に1万円を増額した額のいずれか低い額とする。なお、補助限度額に1万円を増額する取扱については、平成27年度までとする。

市町村名：多賀城市